

都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

○（別紙 1）財産評価基本通達関係部分

改 正 案	現 行
<p>財産評価基本通達（昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17）（抄）</p> <p>（特別緑地保全地区内にある山林の評価）</p> <p>50-2 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条に規定する特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 2 項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下本項、58-5（（特別緑地保全地区内にある原野の評価））及び 123-2（（特別緑地保全地区内にある立木の評価））において「特別緑地保全地区」という。）内にある山林（林業を営むために立木の伐採が認められる山林で、かつ、純山林に該当するものを除く。）の価額は、45（（評価の方式））から 49-2（（広大な市街地山林の評価））までの定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。（平 16 課評 2-7 外追加、平 17 課評 2-11 外改正）</p> <p>（特別緑地保全地区内にある原野の評価）</p> <p>58-5 特別緑地保全地区内にある原野の価額は、57（（評価の方式））から 58-4（（広大な市街地原野の評価））までの定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。（平 16 課評 2-7 外追加、平 17 課評 2-11 外改正）</p> <p>（特別緑地保全地区内にある立木の評価）</p> <p>123-2 特別緑地保全地区内にある立木（林業を営むために伐採が認められる立木を除く。）の価額は、113（（森林の主要樹種の立木の評価））、117（（森林の主要樹種以外の立木の評価））又は 122（（森林の立木以外の立木の評価））の定めにより評価した価額から、その価額に 100</p>	<p>財産評価基本通達（昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17）（抄）</p> <p>（緑地保全地区内にある山林の評価）</p> <p>50-2 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条に規定する緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 2 項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下本項、58-5（（緑地保全地区内にある原野の評価））及び 123-2（（緑地保全地区内にある立木の評価））において「緑地保全地区」という。）内にある山林（林業を営むために立木の伐採が認められる山林で、かつ、純山林に該当するものを除く。）の価額は、45（（評価の方式））から 49-2（（広大な市街地山林の評価））までの定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。（平 16 課評 2-7 外追加）</p> <p>（緑地保全地区内にある原野の評価）</p> <p>58-5 緑地保全地区内にある原野の価額は、57（（評価の方式））から 58-4（（広大な市街地原野の評価））までの定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。（平 16 課評 2-7 外追加）</p> <p>（緑地保全地区内にある立木の評価）</p> <p>123-2 緑地保全地区内にある立木（林業を営むために伐採が認められる立木を除く。）の価額は、113（（森林の主要樹種の立木の評価））、117（（森林の主要樹種以外の立木の評価））又は 122（（森林の立木以外の立木の評価））の定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の</p>

分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額
によって評価する。(平 16 課評 2 - 7 外追加、
平 17 課評 2 - 11 外改正)

80 を乗じて計算した金額を控除した金額によ
って評価する。(平 16 課評 2 - 7 外追加)